

29環清第 14 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市長房町125番地の1

氏名 株式会社 ゼロ・システムズ

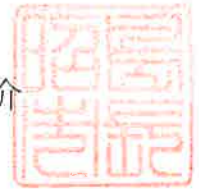
代表取締役 桃井光治郎

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成29年4月27日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第47条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成29年5月16日

昭島市長 臼井伸介



記

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（厨芥、紙くず、繊維くず、木くず、食品残渣ほか） |
| 2 収集・運搬の区別     | 収集・運搬                            |
| 3 運搬先          | 昭島市清掃センターほか                      |
| 4 収集運搬の区域      | 収集運搬区域明細書のとおり                    |
| 5 許可期間         | 平成29年 5月20日から<br>平成31年 5月19日まで   |

- この許可に不服があるときは、この許可証を受けとった日の翌日から起算して3箇月以内に書面で昭島市長に対して、審査請求をすることができます。
- この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、昭島市を被告として（訴訟において昭島市を代表する者は昭島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。